令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)の補助事業を利用し軽貨物EV車両を導入予定の事業者様へ

一般財団法人 環境優良車普及機構（LEVO）

補助事業の詳細につきましてはＬＥＶＯのホームページ及びホームページに掲載の公募要領、交付規程等をご確認ください。

以下、主な点を記載致しますのでご確認をお願い致します。

（１） 補助事業の申請者について

買取により導入の場合は買取される事業者、リースにより導入の場合はリース会社が申請者となります（導入車両の車検証の所有者欄は申請者名となります）

（２） 軽車両の導入について

① 補助対象の軽車両は**荷物を運ぶ事業用（黒ナンバー）車両**となります、また、申請書類には使用者の経営する事業及び車両の用途を記載する書類及び「貨物軽自動車運送事業の届出」の提示が必要となります

② 交付申請を行ってから車両の導入（購入）を行っても、令和７年２月３日以降の新車新規登録であれば先に車両の導入（購入）を行っても支障はありません。交付申請から補助金が支払れるまでの流れは以下の様になります

交付申請書提出 → 書類審査 → 交付決定通知書受領 → 完了実績報告書提出 → 書類審査 → 交付額確定通知書受領 → 補助金支払い

③ 補助金を利用し導入した車両には財産の処分制限期間（軽自動車は３年間）使用の義務が発生します補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません

④ 補助対象車両の導入について、本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国からの補助金の交付について申請できません

（３） 車両の購入・支払、車両代金請求書、車両代金領収証について

① 補助申請では「車両代金請求書」、「車両代金領収証」のコピーが必要となります

② 振込用紙により車両の頭金等の支払を行った場合でも原則としてその請求書と領収証が必要です（自動車注文書等に頭金等の支払依頼事項等の記載があれば自動車注文書等をご提出ください）

③ ローンによる支払は補助対象外となります（販売店等の所有権付き車両は補助対象外）

④ クレジットによる支払いは原則不可ですが、頭金等がクレジットで支払済の場合は販売店からの完済証明のエビデンス提出が必要です

⑤ 領収証の日付は請求書の作成日よりあとの日付となります（請求が発生してからお支払い領収証の流れ）

⑥ 車両代金請求書、車両代金領収証には車両を特定するため「車両の登録番号」又は「車台番号」の記載が必要です（手書き可）また、領収証には「入金種別」を記載下さい

（４） その他

① 補助を受けて導入した車両へは交付額確定通知書発出時にステッカーを郵送致しますので車両への貼付を行ってください

② 補助対象経費について、補助対象経費とは「車両本体価格」＋「オプション（部品代）」の合計価格（陸送費、下取り、登録諸費用等、諸税、消費税含まず）となります、車両代金請求書にはこの金額が判別できるよう記載ください。

③ 走行データ報告書 ･･･ 車両導入月より翌年度末（登録年度と翌年度）の走行データの提出が必要です（詳細はホームページをご確認ください）

④ 申請者がリース会社の場合の非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合（ 計画 ）の提出方法A)、B)２種類の提出方法があります

A)使用者が申請者であるリース会社へ提示し、リース会社からの申請書類と一緒に提出

B)使用者が2030年度までの導入計画をリース会社に知られたくないという場合、使用者がLEVOに非化石の書類を直接提示、その時に管理番号設定、使用者よりリース会社へ管理番号を通知する

そのほか詳細はＬＥＶＯホームページにてご確認ください。